

# 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)

## 閣僚共同声明(仮訳)

2024年5月18日 ペルー・アレキパ

2024年5月18日(ペルー時間)、豪州、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、英国及びベトナムの閣僚及び代表は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)の参加国として、ペルー・アレキパにて会合を行った。この機会に、議長国の3つの優先事項、すなわち進歩的な管理の取組(実施と「一般見直し」)、包括的な利用、及び加入について、これまでの進捗を歓迎した。

CPTPP参加国が、展開する世界経済情勢の航行を続ける中、我々は、協定の有効性と妥当性を強化する上での一般見直しの重要性を改めて表明した。自由で、開かれ、予見可能な貿易を更に促進するために、一般見直しでは、CPTPPが今後も貿易協定の「ゴールドスタンダード」であり続けることを確保するため、新たな分野への対応を通じることを含め、CPTPPの更新及び強化を目的として、協定の運用を見直していく。この目的のため、我々は高級実務者に対し、一般見直しにおいて最も迅速に更新と改定を進めることができる分野の特定を含め、一般見直しを効果的かつ効率的に進め、その検討結果を第8回TPP委員会で報告するよう指示した。

参加国が、これからの一年を視野に入れる中、我々は、CPTPPが、①協定のハイスタンダードを満たす用意があること、②貿易に関するコミットメントを遵守する行動を示していること、及び③CPTPP参加国のコンセンサスに基づいて決定がなされると認識されていることの、3つのオークランド原則を満たすことができるエコノミーからの関心を歓迎し、引き続き加入に対して開かれていることを再確認した。

さらに、本協定がダイナミックで生きたものであり続けることを確保する加入手続の重要性を強調することに加え、参加国は、将来の加入にとり公平かつ効率的な手続を促すための情報共有を促進し、オークランド原則に沿って加入要請について議論を行うための非公式な常設のフォーラムを設立した。

また、我々は、英国が今週CPTPPへの加入書を寄託したことを歓迎した。これは、日本、シンガポール及びチリによるCPTPPへの英国の加入議定書の発効のためのそれぞれの関係する国内法上の手続の完了に続くものである。これより、我々は、同議定書が2024年中に発効することを確保するという我々のコミットメントを再確認した。

本年11月のTPP委員会に向け、我々は、全ての参加国の利益を反映し、協定のハイスタンダードを維持する方法で、共通の優先事項の前進を継続することを期待している。